

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日

法 令 名	： 道 路 交 通 法
根 拠 条 項	： 第 101 条 の 2 第 4 項
処 分 の 概 要	： 更 新 期 間 前 に お け る 免 許 証 の 更 新 （ 適 性 検 査 に よ り 判 断 す る 場 合 以 外 の 場 合 ）
原 権 者 （ 委 任 先 ）	： 石 川 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め	<p>： 道 路 交 通 法 第 92 条 の 2 第 1 項 （ 免 許 証 の 有 効 期 間 ）、 第 101 条 の 2 第 1 項 （ 免 許 証 の 更 新 の 特 例 ）、 第 101 条 の 3 （ 更 新 を 受 け よ う と す る 者 の 義 務 ）、 第 101 条 の 4 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で （ 70 歳 以 上 の 者 の 特 例 ）</p> <p style="padding-left: 20px;">道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 7 （ 優 良 運 転 者 及 び 違 反 運 転 者 等 に 係 る 基 準 ）、 第 37 条 の 5 （ 免 許 証 の 更 新 の 特 例 ）、 第 37 条 の 6 （ 免 許 証 の 更 新 を 受 け よ う と す る 者 に 対 す る 講 習 を 受 け る 必 要 が な い 者 ）、 第 37 条 の 6 の 2 （ 免 許 証 の 更 新 を 受 け よ う と す る 者 に 対 す る 講 習 を 受 け る 必 要 が な い 者 ）</p> <p style="padding-left: 20px;">道 路 交 通 法 施 行 規 則 第 29 条 （ 免 許 証 の 更 新 の 申 請 等 ）、 第 29 条 の 2 （ 免 許 証 の 更 新 の 申 請 等 ）</p> <p style="padding-left: 20px;">運 転 免 許 に 係 る 講 習 等 に 関 す る 規 則 第 1 条 （ 講 習 の 基 準 ）、 第 2 条 （ 講 習 の 基 準 ）</p>
審 査 基 準	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
標 準 処 理 期 間	<p>： 運 転 免 許 課 へ 申 請 し た 場 合 は 当 日 、 大 聖 寺 、 小 松 、 能 美 、 羽 咋 、 七 尾 、 輪 島 、 珠 洲 の 各 警 察 署 及 び 鶴 来 、 穴 水 、 能 登 の 各 庁 舎 へ 申 請 し た 場 合 は 20 日 （ 行 政 庁 の 休 日 は 含 ま な い 。 ）</p>
申 請 先	<p>： 優 良 運 転 者 講 習 、 一 般 運 転 者 講 習 又 は 道 路 交 通 法 施 行 令 第 37 条 の 6 及 び 37 条 の 6 の 2 に 該 当 す る 者 は 、 石 川 県 警 察 本 部 運 転 免 許 課 免 許 係 又 は 大 聖 寺 、 小 松 、 能 美 、 羽 咋 、 七 尾 、 輪 島 、 珠 洲 の 各 警 察 署 交 通 課 若 し く は 鶴 来 、 穴 水 、 能 登 の 各 庁 舎</p> <p style="padding-left: 20px;">違 反 運 転 者 講 習 又 は 初 回 更 新 者 講 習 該 当 者 の う ち 、 輪 島 、 珠 洲 の 各 警 察 署 管 内 に 住 所 を 有 す る 者 は 石 川 県 警 察 本 部 運 転 免 許 課 又 は 住 所 地 を 管 轄 す る 警 察 署 の 交 通 課 若 し く は 分 庁 舎 、 そ の 他 の 市 町 に 住 所 を 有 す る 者 は 石 川 県 警 察 本 部 運 転 免 許 課 免 許 係</p>

問 い 合 わ せ 先 : 石 川 県 警 察 本 部 運 転 免 許 課 免 許 係
(電 話 076-238-5901 内 線 312)

備 考 :